

新潟市社会福祉審議会の組織

審議会

専門分科会

審査・養護部会

新潟市社会福祉審議会

- 設置
 - ・社会福祉法
 - ・新潟市社会福祉審議会条例
 - 権限
 - ・社会福祉に関する事項の調査審議
 - ※児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く (社会福祉法第7条第1項)
 - 委員
 - ・任期：3年 (社会福祉審議会条例第3条)
 - ・委員：以下のとおり (社会福祉法第8条)
 - 市議会議員
 - 社会福祉事業従事者
 - 学識経験者
 - 公募委員
- ※精神障害者福祉に関する事項については
精神保健福祉審議会において調査審議する
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条)

民生委員審査専門分科会 (担当：福祉総務課) 必置

- 権限
 - ・民生委員の適否の審査に関する事項 (社会福祉法第11条第1項)
- 委員
 - ・議会の議員の選挙権を有する審議会の委員のうちから、委員長が指名 (社会福祉法施行令第2条)

障がい者福祉専門分科会 (担当：障がい福祉課) 必置

- 権限 ※身体障がい者に知的障がい者も含めて考える
 - ・身体障害者の福祉に関する事項 (社会福祉法第11条第1項)
 - ・知的障がい者の福祉に関する事項 (児童福祉法第8条)
- ・手帳に関する身体障害者の障害程度の審査 (身体障害者福祉法施行令第5条)
- ・ " 医師の指定 (身体障害者福祉法第15条第2項)
- ・ " 医師の取消 (身体障害者福祉法施行令第3条第3項)
- ・更生医療に係る医療機関の指定および取消 (障害者総合支援法第59条第1項及び第68条)

高齢者福祉専門分科会 (担当：高齢者支援課) 任意設置

- 権限
 - ・高齢者の福祉に関する事項
 - ・必要に応じその他の専門分科会を置くことができる (社会福祉法第11条第2項)

児童福祉専門分科会 (担当：こども政策課) 必置

- ※ (児童福祉法第8条) [児童福祉審議会] 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- 権限
 - ・児童福祉に関する事項 (社会福祉法第12条及び社会福祉審議会条例第2条)
 - ・母子家庭等の福祉に関する事項 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条)
 - ・母子保健に関する事項 (母子保健法第7条)
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付の取りやめに関する事項 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)

審査部会 (担当：障がい福祉課) 必置

- 権限
 - ・審査部会の権限とする
 - 身体障害者の障害程度に関して審査部会の決議をもって審議会の決議とする (社会福祉法施行令第3条第3項)
- 委員
 - 身体障害者専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員 (社会福祉法施行令第3条第2項)

児童養護部会 (担当：こども政策課) 必置

- 権限
 - ・児童相談所の行う措置と保護者の意見が一致しない場合等で、措置に関し意見を求められたとき (児童福祉法第27条第6項)
 - ・里親の認定に関し意見を求められたとき (児童福祉法施行令第29条)

(社会福祉法第12条)
社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。